藤女子大学における求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

1. 基本的な考え方

藤女子大学は、すべての人の人格及び尊厳を尊重し、誰もが安心して求職活動等に取り組むことができる環境を確保するとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントは、重大な人権侵害であると認識し、「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針」を定めました。本学は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に取り組むとともに、事案が発生した場合には、相談者の意向及びプライバシーに配慮し、適切かつ迅速に対応します。

2. 対象者及び対象となる活動

本方針における「求職者等」とは、本学の教職員等の採用応募者、採用説明・面接・職場見学等への参加者、インターンシップ等の職業選択に資する活動を行う者、その他これらに準ずる方々をさします。また、「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とは、求職活動等において、求職者等に対する性的な言動により、その活動等（電話、電子メール、SNS、オンライン面談等を含む）が阻害される行為をさします。

3. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

セクシュアルハラスメントに該当する行為には、例えば、次のようなものが含まれます。

（1）性的な冗談、からかい、発言又は質問。
（2）容姿、身体的特徴、服装等について、性的な意味合いを含む発言や不適切な評価。
（3）必要のない身体的接触。
（4）交際、恋愛、結婚等の私的事項についての質問。
（5）私的な食事や面会等への執拗な誘い。
（6）個人的な SNS アカウント等を通じた私的な接触。
（7）採用選考等における優遇を条件にした交際や性的な関係の要求。
（8）性的な言動を拒否されたこと、相談を申し出たこと又は事実確認に協力したことを理由にした、不利益な扱い。

＊上記は例示であり、該当する行為はこれらに限りません。

4. 面接・説明会・連絡等採用活動における基本ルール

（1）採用活動は、原則、学内またはオンラインで実施します。
（2）原則、複数名で対応し、個室または密室における長時間の対応は行いません。
（3）個人（プライベート）のメールアドレス、SNS、電話番号等を利用した連絡は行いません。

5. 相談を受けた際の対応

（1）求職者等から相談があった場合、本学は相談者の意向及び状況に配慮しながら、必要な事実確認を行い、適切かつ迅速に対応します。
（2）相談内容・状況に応じて、相談者と行為者との接触を回避するための措置、担当者の変更その他必要な措置を講じることがあります。
（3）相談者のプライバシーを保護し、相談したことを理由に採用選考その他いかなる不利益な取り扱いが生じないよう十分に配慮します。

6. 違反行為への対応

本学は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントが認められた場合、その行為の内容及び程度等を踏まえ、就業規則および関連規程等に基づき、厳正に対処します。

7. 相談窓口

藤女子大学総務会計課
（011）736　0311
メールアドレス　job-hara@fujijoshi.ac.jp